

廃棄物処理手数料の改定について

1 手数料改定の目的

秩父広域市町村圏組合では組合が設置した可燃ごみ、不燃ごみ等の処理施設へ直接廃棄物を搬入する際、一般廃棄物処理手数料を徴収しておりますが、この手数料料金は平成5年4月に改定されてから25年を経過しています。この間、資材価格や人件費の増加、消費税額の増税等様々な要因により廃棄物の処理経費は負担を増しており、現在の廃棄物処理経費と比較した受益者の負担率は適正とは言えない状況にあります。特に、事業系の一般廃棄物処理手数料については、周辺自治体が徴収している手数料との間に格差が生じていることや、事業系廃棄物の排出量が埼玉県の平均を上回っている状況にあります。

組合では平成23年3月に策定した「秩父広域市町村圏組合ごみ処理基本計画」において、事業系ごみの減量化・資源化の推進の一環として、処理手数料の見直しを提起しております。この見直しによる経済的インセンティブ（動機付け）により、事業系廃棄物の減量を進めるとともに、排出事業者の処理責任としての受益者負担の適正化、周辺自治体との均衡を図ることを目的として、手数料の改定を行うことといたしました。

2 手数料の改定理由

(1)手数料料金の適正化

・事業者は自ら排出する廃棄物について、廃棄物処理法により処理責任が義務付けられています。自らが処理することが困難な一般廃棄物については、組合の処理施設で受入を行っていますが、国によれば廃棄物の処理に係る**原価相当の料金**を徴収することが望ましいと示されています。

・現在、組合の廃棄物処理に係る経費は10kgあたり約220円ですが、徴収している事業系一般廃棄物処理手数料は10kgあたり80円であり、処理経費から見た負担率は36%となります。このため、受益者の適正な負担が求められると考えられます。

○廃棄物処理経費（廃棄物収集費を除く）

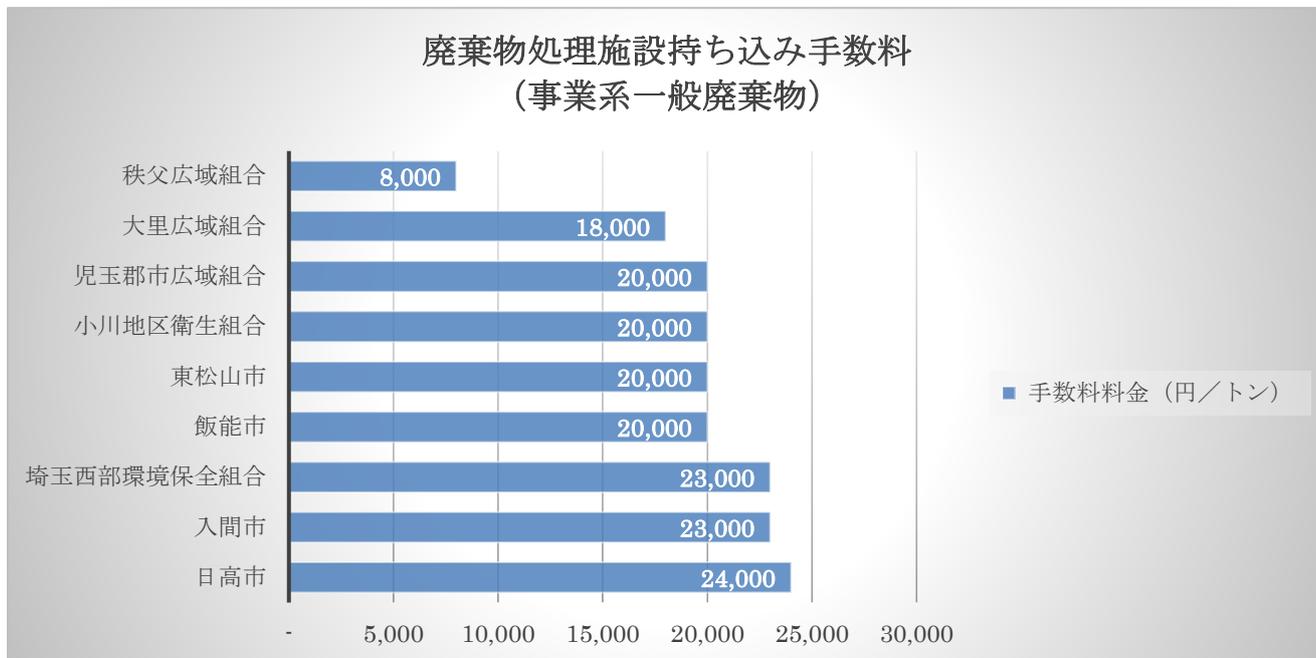
年度	廃棄物処理量 (t) ※1	廃棄物処理経費 (円) ※2	1トンの 処理経費(円)	5カ年平均額
25	34,053	759,723,335	22,310	1トンあたり 21,962円 (概ね10kgあたり 220円) <hr/> 現行料金 10kg 80円 (負担率 36%)
26	36,423	765,207,071	21,009	
27	33,886	743,828,637	21,951	
28	32,705	727,550,888	22,246	
29	32,587	726,525,169	22,295	

※1 クリーンセンター、環境衛生センター処理量

※2 改良工事費、公債費を除く

(2)圏域外廃棄物の流入抑止

秩父広域圏に隣接する自治体の事業系一般廃棄物処理手数料については、10kg あたり 180 円～240 円であり、秩父広域圏と比較すると 2～3 倍の料金となっております。このため、運搬費用を考慮しても割安なため、秩父広域圏外の廃棄物が組合の処理施設に搬入されている可能性もあり、周辺自治体の処理手数料と均衡を保つことにより、圏域外廃棄物の流入抑止となります。



※平成 29 年度廃棄物減量化等実態調査より

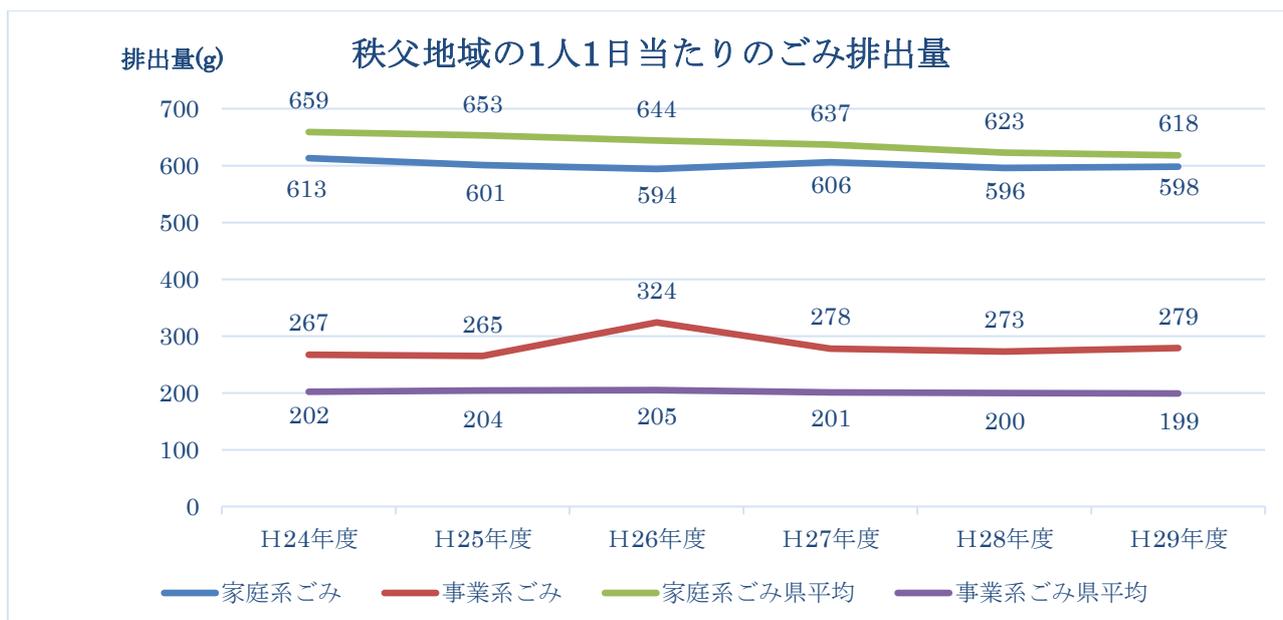
(3)事業系廃棄物の減量化

秩父地域のごみの排出量のうち、事業系ごみが占める割合は 31.8%となり、埼玉県平均の 24.3%と比較すると約 7%多く、また、事業系ごみの 1 日 1 人当たりの排出量は 273g で埼玉県平均の 199g と比較し約 37%上回っている状況にあります。

○事業系、生活系ごみの排出状況 (平成 29 年度実績)

	事業系ごみ量	生活系ごみ量	合 計
搬出量	10,357t	22,190t	32,547t
比 率	31.8%	68.2%	100%
県平均	24.3%	75.7%	100%
1 日 1 人当 りの排出量	273g	596g	869g
県平均	199g	618g	858g

組合施設へ搬入されるごみの中には、資源になるものや廃プラスチック類等の産業廃棄物と判断されるものも多く含まれていることから、手数料の改定を行うことにより適正な分別がなされ、ごみの資源化や減量化につながると期待される。



3 改定料金の根拠

(1)処理施設へ自ら搬入する一般廃棄物のうち事業系廃棄物

現行の一般廃棄物手数料の場合、10 キログラムあたりのごみ処理原価 220 円に対し、処理手数料は 80 円であり、約 36%の負担率となっています。

環境省から平成 25 年 4 月に「一般廃棄物処理有料化の手引き」が発行されておりますが、その中では「廃棄物処理法上、市町村は当該市町村における事業系を含めたすべての一般廃棄物の処理について統括的な責任を有しているが、事業系一般廃棄物については、排出事業者自らの責任において適正に処理することが義務付けられている。そのため、市町村においても、廃棄物の処理に係る原価相当徴収することが望ましい。」と示されております。

また、周辺自治体の処理手数料料金との均衡を考慮すると原価相当の金額が妥当であると考えられますが、中小事業者対策や地域産業支援などの観点から、今回の改定では、事業者の負担割合を 70%程度といたしました。

・ **ごみ処理原価 220 円 × 事業持込者負担率 70% = 154 円 改め 150 円**

(2)処理施設へ自ら搬入する一般廃棄物のうち家庭系廃棄物

現行の一般廃棄物手数料の場合、10 キログラムあたりのごみ処理原価 220 円に対し、処理手数料は 40 円であり、約 18%の負担率となっています。家庭系廃棄物の排出において大きな割合を占めるのは、有料指定ごみ袋制度による廃棄物収集であります。現在の有料指定ごみ袋手数料の収集・処理費負担率は約 25%であることから、処理施設へ持ち込む際に徴収する手数料についても同等の負担率を求めることといたしました。

・ **ごみ処理原価 220 円 × 持込者負担率 25% = 55 円 改め 50 円**

(3)現行手数料定額制の改定について

現行手数料料金ではそれぞれの区分において 100 キログラムまでの定額制を採用しています。この制度により少量ごみの持込者の抑制を図り、混雑の緩和に繋がっておりますが、家庭系持込者の約 7 割が 100 キログラム未満の持込者（事業系 2 割）であり、廃棄物の持込処理量に対し多くの手数料負担をいただいている状況にあります。料金の適正化を行うにあたり、定額制の重量を見直すことで、処理量に見合った料金負担となり受益者の適正な料金負担に繋がることと考えられます。なお、定額制の基本重量については持込者の約 4 割が 40 キログラム以下であり、定額制を廃止した場合、少量持込者が増加し処理施設への受け入れに支障が出るおそれがあることから、100 キログラムから 40 キログラムへ定額重量を変更いたします。

また、一定量の廃棄物持込者や持ち込み廃棄物を分別・減量することで、手数料が改定された後も現行より料金負担が少なくなることもあり、経済的インセンティブが働くことにより、受け入れ廃棄物の減量化・資源化効果が期待できます。